

菊陽町訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自)Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自)Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自)Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	268	※ひと月の中で全部で3回まで 1回につき
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自)Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	272	※ひと月の中で全部で5回から7回まで
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自)Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	287	※ひと月の中で全部で9回から11回まで
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満)	167	※ひと月につき22回まで
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000	